

改 正 後	改 正 前
第10条の5 《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除》関係  (当該金額として記載された金額) 10の5—15 ..... <u>10—10</u> .....	第10条の5 《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除》関係  (当該金額として記載された金額) 10の5—15 ..... <u>10—15</u> .....
第10条の6 《製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除》関係  (廃止)	第10条の6 《製品輸入額が増加した場合の <u>製造用機械の割増償却又は所得税額の特別控除</u> 》関係  <u>〔共通事項〕</u>
(製造業等に係る収入金額に含まれるもの例示) 10の6—3 ..... 製造等（製造、加工、建設及び鉱物（土石を含む。）の採掘又は採取その他の価値を増加させる行為をいう。以下この項及び10の6—4において同じ。) ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....	(製造業等に係る収入金額に含まれるもの例示) 10の6—3 ..... 製造等（製造、加工、建設及び鉱物（土石を含む。）の採掘又は採取その他の価値を増加させる行為をいう。以下 <u>第10条の6</u> 関係において同じ。) ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....
(販売取引等に係る返品、値引き、割戻し等) 10の6—5 製造業者（措置法第10条の6第1項に規定する個人をいう。以下の項及び10の6—16において同じ。) ..... (注) .....	(販売取引等に係る返品、値引き、割戻し等) 10の6—5 製造業者（措置法第10条の6第1項に規定する個人をいう。以下の <u>第10条の6</u> 関係において同じ。) ..... (注) .....

(違約品の範囲—品質又は数量等の意義)

10の 6—13 措置法第10条の 6 第 2 項.....

(違約品の範囲—契約の内容と相違することの意義)

10の 6—14 措置法第10条の 6 第 2 項.....

(1) .....

(2) .....

(違約品の範囲—輸入の時における性質及び形状を変えないことの意義)

10の 6—15 措置法第10条の 6 第 2 項.....

(注) .....

(違約品の輸出の範囲)

10の 6—16 .....措置法第10条の 6 第 2 項.....

(違約品の輸出の時期)

10の 6—17 措置法第10条の 6 第 2 項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(同種の輸入促進対象製品であるかどうかの判定)

10の 6—18 .....措置法第10条の 6 第 3 項第 1 号.....同条第 3 項  
第 2 号.....(措置法令第 5 条の 8 第 9 項.....) .....

(注) .....

(違約品の範囲—品質又は数量等の意義)

10の 6—13 措置法第10条の 6 第 5 項.....

(違約品の範囲—契約の内容と相違することの意義)

10の 6—14 措置法第10条の 6 第 5 項.....

(1) .....

(2) .....

(違約品の範囲—輸入の時における性質及び形状を変えないことの意義)

10の 6—15 措置法第10条の 6 第 5 項.....

(注) .....

(違約品の輸出の範囲)

10の 6—16 .....措置法第10条の 6 第 5 項.....

(違約品の輸出の時期)

10の 6—17 措置法第10条の 6 第 5 項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(同種の輸入促進対象製品であるかどうかの判定)

10の 6—18 .....措置法第10条の 6 第 6 項第 1 号.....同条第 6 項  
第 2 号.....(措置法令第 5 条の 8 第 10 項.....) .....

(注) .....

改	正	後	改	正	前
(その他これに類する事実)			(その他これに類する事実)		
10の6—19 措置法令第5条の8 <u>第9項</u> 第7号……………			10の6—19 措置法令第5条の8 <u>第10項</u> 第7号……………		
(値引き、割戻し等があった場合の製品輸入額)			(値引き、割戻し等があった場合の製品輸入額)		
10の6—20 ……………(…………措置法第10条の6 <u>第2項</u> …………)			10の6—20 ……………(…………措置法第10条の6 <u>第5項</u> …………)		
…………措置法第10条の6 <u>第5項</u> 第2号……………			…………措置法第10条の6 <u>第8項</u> 第2号……………		
(新規指定製品の違約品等に係る製品輸入額の減額等)			(新規指定製品の違約品等に係る製品輸入額の減額等)		
10の6—21 措置法第10条の6 <u>第2項</u> から <u>第4項</u> まで……………措置法令第5 条の8 <u>第15項</u> 又は <u>第16項</u> ……………			10の6—21 措置法第10条の6 <u>第5項</u> から <u>第7項</u> まで……………措置法令第5 条の8 <u>第16項</u> 又は <u>第17項</u> ……………		
(廃止)			[割増償却]		
(廃止)			(製造業等の用に供されている機械及び装置の範囲)		
			10の6—22 措置法第10条の6 <u>第1項</u> に規定する「当該個人の有する機械及び 装置で当該製造業の用に供されているもの」には、製造業者が国内において 営む製造業等に関する製造等（請負等に係る役務の提供を含む。以下この項 及び10の6—24において同じ。）の用に直接供される機械及び装置（所得税 基本通達2—16及び2—17の取扱いの適用を受けるものを含む。以下第10条 の6関係において同じ。）のほか、当該製造業者が国内において営む当該製造 業等を遂行するためにその用に供される次のような機械及び装置が含まれる。 (1) 当該製造業者が自ら行う製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明 に係る試験研究の用に供する機械及び装置 (2) 当該製造業者の製造等に係る原材料、製品等の搬出入の用に供する機械 及び装置		

(廃止)

- (3) 工場等内で発生する汚水又はばい煙の処理の用に供する減価償却資産で機械及び装置に該当するもの
- (4) 倉庫（当該製造業者の製造等に係る原材料、製品等を保管するものに限る。）に設置されているエレベーター、スタッカー等の倉庫用機械設備で機械及び装置に該当するもの
- (5) 当該製造業等に従事する使用人の福利厚生施設で機械及び装置に該当するもの
- (6) 製造等の用に供される機械及び装置 ((1)から(5)までに掲げるものを含む。) の加工又は修理をするための減価償却資産で機械及び装置に該当するもの
- 〔注〕国外において営む当該製造業等を遂行するために必要とされる機械及び装置は、同項に規定する「当該個人の有する機械及び装置で当該製造業の用に供されているもの」に含まないことに留意する。

(製造業等とその他の事業とに共通して使用される機械及び装置)

10の6—23 製造業等とその他の事業とを営む個人が、その有する機械及び装置をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を製造業等の用に供しているものとして措置法第10条の6の規定を適用する。

(廃止)

(機械及び装置の貸与)

10の6—24 製造業者が、その有する機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該製造業者のためにする製品の製造等の用に国内において供されているものであるときは、当該機械及び装置は当該製造業者の営む製造業等の用に供されているものとして措置法第10条の6の規定を適用する。

(廃止)

(製造業の用に供されているものであるかどうかの判定時期)

10の6—25 製造業者の有する機械及び装置が措置法第10条の6第1項に規定

改 正 後	改 正 前
	<p><u>する当該製造業の用に供されているものであるかどうかは、適用年の12月31日の現況による。</u></p>
(廃止)	<p><u>(他の特別償却等との適用関係)</u></p> <p><u>10の6—26 措置法第10条の6第1項に規定する製造用特定機械（以下第10条の6関係において「製造用特定機械」という。）には、適用年の年分において措置法の規定による他の特別償却等の適用を受ける機械及び装置は含まれないのであるが、当該適用年前の各年分において措置法の規定による他の特別償却等の適用を受けた機械及び装置（当該適用年の前年以前2年以内において取得し、又は製作したものに限る。）は含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（注）輸入促進対象製品に該当する機械及び装置はいわゆる完成品に限られるから、輸入促進対象製品に該当する部品を輸入し、かつ、国内において機械及び装置として組立てをしたとしても、当該組み立てた機械及び装置は、輸入促進対象製品に該当しない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(製造用設備の一部が輸入促進対象製品から成る場合)</u></p> <p><u>10の6—27 製造用特定機械に係る措置法第10条の6第1項に規定する特別償却額（以下10の6—28までにおいて「特別償却額」という。）は、個々の製造用特定機械ごとに計算するのであるから、例えば、製造業者の製造業の用に供される設備が複数の機械及び装置から構成されている場合において、その一部の機械及び装置が製造用特定機械に該当し、かつ、輸入促進対象製品（当該製造業者が平成2年4月1日以後に同項に規定する輸入を行ったものに限る。）に該当するものであるときは、当該輸入促進対象製品に該当する製造用特定機械に係る特別償却額は、その普通償却額に100分の20を乗じて計算することに留意する。</u></p>